平成２５年（再イ）第６３号
さいたま市緑区大字大間木1749番地１　406
再生債務者　加藤　正男
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年10月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月22日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第４７号
埼玉県川越市大字山田657番地６
再生債務者　原田　和幸
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年10月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月22日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第１２７号
横浜市瀬谷区南瀬谷１丁目25番地17
再生債務者　石川　元
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年10月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月22日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第１９号
三重県津市久居野村町798番地１
再生債務者　倉田　裕三
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年10月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月22日　津地方裁判所再生係

平成２５年（再イ）第８号
山口県下関市清末西町２丁目11番15―308号　ＢＳアパート１棟
再生債務者　村野健太郎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年10月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月22日
山口地方裁判所下関支部再生係

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２５年（再イ）第４号
鹿児島県肝属郡肝付町岸良665番地２
再生債務者　五反田　修
１　主文　本件再生計画を認可しない。
２　理由の要旨　平成25年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法202条２項２号に定める事由がある。
平成25年10月21日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第４号
川崎市川崎区小田４丁目９番13号
再生債務者　蟹江　秀弥
１　決定年月日時　平成25年10月15日午後４時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月12日まで
４　一般異議申述期間　平成25年11月26日から平成25年12月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（再ロ）第１００８４号
神奈川県横浜市戸塚区戸塚町5102―２―201、住民票上の住所宮城県仙台市宮城野区東仙台５―36―３
再生債務者　山本　匡紘
１　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月18日まで
４　一般異議申述期間　平成25年12月２日から平成25年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第３６号
大阪府高槻市登町５番Ａ36―106号
再生債務者　安部　省兵
１　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月21日まで
４　一般異議申述期間　平成25年11月26日から平成25年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１００４３号
東京都江戸川区中央４―19―31
再生債務者　堀　雄二
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年９月12日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年11月５日まで
平成25年10月21日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１号
埼玉県さいたま市見沼区宮ヶ谷塔３丁目367番地７
再生債務者　清水　勉
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年10月21日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年11月11日まで
平成25年10月21日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再ロ）第７号
埼玉県さいたま市北区別所町52番地37
再生債務者　岡﨑　和人
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年10月18日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年11月11日まで
平成25年10月21日
さいたま地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１００８号
東京都東大和市向原６―1242―１―104
再生債務者　芦川雄一郎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年10月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月21日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１号
山口県美祢市美東町真名2507番地
再生債務者　山根　武
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年10月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月22日　山口地方裁判所

平成２５年（再ロ）第２号
金沢市畝田西４丁目78番地２
再生債務者　中村　洋一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年10月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月22日　金沢地方裁判所

官公庁その他

合併公告

左記会社は合併して甲は乙１乃至乙６の権利義務全部を承継して存続し乙１乃至乙６は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙１）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年九月十七日
掲載頁　七十四頁（号外第二〇二号）
（乙２）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年九月十七日
掲載頁　七十四頁（号外第二〇二号）
（乙３）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年九月十七日
掲載頁　七十四頁（号外第二〇二号）
（乙４）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年九月十七日
掲載頁　七十四頁（号外第二〇二号）
（乙５）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年九月十七日
掲載頁　七十四頁（号外第二〇二号）
（乙６）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年九月十七日
掲載頁　七十五頁（号外第二〇二号）